

衛生材料等の患者負担に係るルール

最近では、病院内に大手のコンビニエンスストアが併設されることも多く、そこでは、ドラッグストアなどでは手に入らない医療材料・衛生材料も販売されており、患者の利便性や医療の質の向上に役立っています。今回は、患者へ自己負担させてよいものといけないものについて、医療材料に着目して整理します。

基本になるのが、療養担当規則です。そのなかで、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」に基づいて作成したのが、**表1**・**表2**になります。

療養担当規則の規定

「療養の給付と直接関係ないサービス等」の具体例（自己負担をさせても問題ない例）は **表1**、「療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの」としての具体例（自己負担させてはいけない例）は **表2**のとおりです。

解説

衛生材料等の患者負担

表2のとおり、衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代、手術に通常使用する材料代（縫合糸代等）、ウロバッグ代、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等、医師の指示によるスポイト代、散剤のカプセル充填のカプセル代、一包化した場合の分包紙代及びユニパック代等は、患者に負担させてはいけません。

保険医療材料の患者負担

前述の衛生材料等と同様に、フィルムドレッシング材などの「保険医療材料」（保険償還できない医療機器）も同様の運用になります。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項では「（3）特定保険医療材料以外の保険医療材料については、当該保険医療材料を使用する手技料の所定点数に含まれており、別途算定できない。また、特定保険医療材料以外の保険医療材料を処方せんにより給付することは認められない。さらに、保険医療材料を患者に持参させ、又は購入させてはならない。特定保険医療材料は、薬事法上承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。」と明記されています。こちらも注意してください。

保険外併用療養費

患者に自己負担させてよい費用として、下記のとおり大きく3つありますが、詳細は割愛します。

- ・評価療養：医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る費用、高度先進医療等、薬事法承認後で保険収載前の医薬品／医療機器／再生医療等製品の使用、薬価基準収載医薬品の適応外使用、保険適用医療機器／再生医療等製品の適応外使用
- ・選定療養：特別療養環境室（差額ベッド代）、予約診察、時間外診察、歯科の材料差額、金属床総義歯、200床以上の病院の未紹介患者の初診、200床以上の病院の再診、制限回数を超える医療行為、180日を超える入院、小児う蝕治療後の継続管理
- ・患者申出療養：患者の申出によって、未承認薬などの使用について安全性が確認された上で、身近な医療機関において実施する。

医療機関内での衛生材料等の運用

ポイントは、診療や看護に標準的に使用する材料であって、患者に使用の有無の選択肢がない製品を患者に負担させてはいけないということです。

たとえば、スキンケア製品を例にとると、患者の意思や嗜好で使うハンドクリームなどは自己負担してもらってもかまいませんが、オムツかぶれや失禁関連皮膚障害（incontinence associated dermatitis；IAD）などの予防を目的に、診療計画、看護計画に則って使用する場合には、治療やケアに直結するものであり、患者自身に使用の有無の選択肢がないため、自己負担をさせてはいけないのが基本です。診療計画や看護計画として、たとえば「ワセリン」のかわりに「スキンケア製品」を購入してもらうのは望ましくありません。

診療報酬の処置の通則にも、「処置に当たって通常使用される包帯（頭部・頸部・躯幹等固定用伸縮性包帯を含む）、ガーゼ等衛生材料、患者の衣類及び保険医療材料の費用は、所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、処置に用いる衛生材料を患者に持参させ、又は処方せんにより投与するなど患者の自己負担とすることは認められない。」と明記されています。

たとえば、ドレッシング材の交換は「創傷処置」になります。よって、それに伴うテープ、スキンケア製品、リムーバーも患者に負担させることはできません。

最近では院内売店の充実が顕著ですが、運用には注意をしていただきたいと思います。

表1 療養担当規則…実費徴収ができるもの

2. 療養の給付と直接関係ないサービス等

療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

(1) 日常生活上のサービスに係る費用
ア おむつ代、尿とりパット代、腹帯代、T字帯代 イ 病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。） ウ テレビ代 エ 理髪代 オ クリーニング代 カ ゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し キ MD、CD、DVD 各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し ク 患者図書館の利用料等
(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用
ア 証明書代（例）産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要な診断書等の作成代等 イ 診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等に係る手数料） ウ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料等
(3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用
ア 在宅医療に係る交通費 イ 薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする。）等
(4) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用
ア インフルエンザ等の予防接種 イ 美容形成（しみとり等） ウ ニコチン貼付剤の処方等
(5) その他
ア 保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料 イ 日本語を理解できない患者に対する通訳料 ウ 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代 エ 院内併設プールで行なうマタニティスイミングに係る費用 オ 患者の自己利用目的によるレントゲンのコピー代等

（保医発第0901002号 平成17年9月1日 一部改正平成17年10月1日 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて）

表2 療養担当規則…実費徴収ができないもの

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものとしては、具体的には次に掲げるものが挙げられること。

(1) 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用
ア 入院環境等に係るもの （例）シーツ代、冷暖房代、電気代（ヘッドホンステレオ等を使用した際の充電に係るもの等）、清拭用タオル代、おむつの処理費用、電気アンカ・電気毛布の使用料、在宅療養者の電話診療、医療相談、血液検査など検査結果の印刷費用代等 イ 材料に係るもの （例）衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代、手術に通常使用する材料代（縫合糸代等）、ウロバッグ代、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等、医師の指示によるスポイト代、散剤のカプセル充填のカプセル代、一包化した場合の分包紙代及びユニバック代等 ウ サービスに係るもの （例）手術前の剃毛代、医療法等において設置が義務付けられている相談窓口での相談、車椅子用座布団等の消毒洗浄費用、インターネット等より取得した診療情報の提供、食事時のとろみ剤やフレーバーの費用等
(2) 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用
（費用を徴収できるものとして、別に厚生労働大臣の定めるものを除く。）
(3) 新薬、新医療機器、先進医療等に係る費用
ア 薬事法上の承認前の医薬品・医療機器（治験に係るものを除く。） イ 適応外使用の医薬品（選定療養を除く。） ウ 保険適用となっていない治療方法（高度先進医療及び先進医療を除く。）等

（保医発第0901002号 平成17年9月1日 一部改正平成17年10月1日 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて）

在宅患者への衛生材料等のケースごとの支給方法

在宅患者への衛生材料等の支給－1A

(在宅療養指導管理料を算定している患者)

「在宅療養指導管理料」を算定している患者に対しては、診療報酬に関する留意事項で、「医師が必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定する。」「保険医療機関が在宅療養指導管理料を算定する場合には、当該指導管理に要するアルコール等の消毒薬、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、当該保険医療機関が提供すること。なお、当該医療材料の費用は、別に診療報酬上の加算等として評価されている場合を除き所定点数に含まれ、別に算定できない。」

と規定されています。よって、患者に負担させてはいけません。

ここでいう「衛生材料」とは、ガーゼやサージカルテープなどを指し、「保険医療材料」とは、フィルムドレッシング材など、医療機器でありながら保険償還されない製品をさします。

必要な量の判断については、訪問看護ステーションで算定する訪問看護管理療養費の算定要件に、「衛生材料を使用している利用者について、療養に必要な衛生材料が適切に使用されているか確認し、療養に支障が生じている場合、必要な量、種類及び大きさ等について訪問看護計画書に記載するとともに、使用実績を訪問看護報告書に記載し、主治医に報告し療養生活を整えること。」という記載があり、この報告をもとに医師が判断します。それぞれの在宅療養指導管理料は、これらの衛生材料や保険医療材料を患者に支給することが算定の条件で診療報酬の点数が決まっているため、その点を認識して、「必要かつ十分な量」を提供することを必ず遵守してください。

在宅での衛生材料等の支給－1B

(在宅療養指導管理料を算定している患者)

前項の、「在宅療養指導管理料」を算定している患者に対して、医師が「必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給」する方法は、従前は医療機関からだけの支給に限られていましたが、2014（平成26）年度の診療報酬改定により、保険薬局から患者宅に届けてもらい、その衛生材料や保険医療材料の費用を医師側（医療機関）が支払う方法も追加されました（**図1**）。この制度により、在庫問題への対応や、必要なときのスピーディーな支給がより可能になりました。

なお、支給できる薬局については、「医師は、2の訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際、保険薬局（当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており、地域支援体制加算又は在宅患者調剤加算の届出を行っているものに限る。）に対して、必要な衛生材料等の提供を指示することができる。」と規定されており、すべての薬局が対応できません。創傷被覆材などの「特定保険医療材料」を支給できる薬局とは基準が異なるので注意してください。

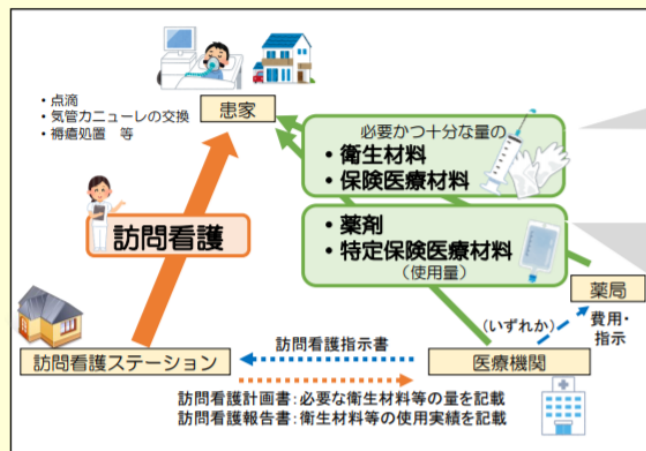
また、この制度は、薬局から支給することが義務化されたのではなく、従来どおり医療機関からでも変わらずに支給できるため、適宜、環境によって使い分けましょう。

平成28年度診療報酬改定

質の高い在宅医療・訪問看護の確保⑭

在宅療養における衛生材料等の供給体制

- 在宅療養上必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料は、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を提供するにあたり必要な分も含め、患者の診療を担う保険医療機関が提供するものである。(薬局を介した提供も可。)
- 医師の診療日以外であっても、医師の指示に基づき訪問看護ステーションの看護師等が処置等を実施した場合に用いた薬剤及び特定保険医療材料は、指示をした保険医療機関において薬剤料及び特定保険医療材料料を算定できる。



在宅療養における衛生材料及び保険医療材料の費用は、診療報酬上以下のいずれかで評価。

- ・衛生材料等が包括されている在宅療養指導管理料等
- ・衛生材料等提供加算(訪問看護指示料)

主治医の診療日以外に、主治医の指示に基づき訪問看護師等が薬剤及び特定保険医療材料を用いた処置を実施する場合は、

- ①使用する薬剤及び特定保険医療材料は、患者の診療を担う保険医療機関が支給する。
- ②支給した保険医療機関は、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定できる。
- ③薬剤料等を算定した保険医療機関は、訪問看護報告書等に基づき、使用された日を明細書の摘要欄に記載する。

厚生労働省：平成28年度診療報酬改定説明会資料、平成28年3月4日

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000115977.pdf>

在宅患者への衛生材料等の支給—2 (在宅療養指導管理料を算定していない患者)

衛生材料等提供加算：80点

平成28年度の診療報酬改定で新設された制度です。

「在宅療養指導管理料」は算定していないが、在宅で訪問看護を受けている患者に対して「衛生材料等」を支給することで「加算」がつくことになりました。「加算」は「訪問看護指示書」への加算になります。すなわち医療機関で算定します。衛生材料等は医療機関から支給します(訪問診療や訪問看護のときに持参する形になります)。

在宅療養指導管理料、在宅時医学総合管理料を算定している場合には、衛生材料等提供加算は算定できません。

なお、前項の「在宅療養指導管理料」を算定している患者には、衛生材料等の支給は義務ですが、「在宅療養指導管理料」は算定していないが、在宅で訪問看護を受けている患者への衛生材料については、この「衛生材料等提供加算」を算定することは義務ではありません。あくまで医療機関側でこの制度を使うか使わないかを判断します。

とはいえ、たとえば市中でこれらの衛生材料等を購入すると、当然全額が患者の負担になりますが、この制度を使えば1～3割の負担で患者は入手することができますし、医療機関と同じ製品を使うことの安心感もあると思いますので、ぜひ活用していただくとよいと思います。

本記事に関するお問い合わせはこちら

<http://go.3M.com/wocn/>



3Mは、3M社の商標です。

2021年7月発行



スリーエム ジャパン株式会社

<http://go.3M.com/medical-jp/>

MED-628-A

カスタマーコールセンター

製品のお問い合わせはナビダイヤルで

0570-011-321

9:00～17:00 / 月～金 (土日祝年末年始は除く)